（瀬戸内海漁業取締規則の一部改正）

第八条　瀬戸内海漁業取締規則（昭和二十六年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この省令は、瀬戸内海（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域をいう。）における漁業の取締に関し必要な事項を定めるものとする。 （藻場等におけるひき網漁業の禁止） **第二条**　何人も、農林水産大臣の指定する海域においては、農林水産大臣の指定するひき網漁業を営んではならない。 ２　（略） （空釣こぎ漁業の禁止） **第三条**　何人も、空釣こぎにより営む漁業（以下「空釣こぎ漁業」という。）を営んではならない。ただし、別表の上欄に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる海域内における推進機関を備える漁船（以下「動力漁船」という。）を使用しない空釣こぎ漁業及びその推進機関の馬力数が四十八キロワットを超えない動力漁船を使用する一そうびき空釣こぎ漁業は、この限りでない。 （沖縄式追込網漁業の禁止） **第四条**　何人も、沖縄式追込網漁業（沖縄式追込網により営む漁業をいう。）を営んではならない。 （削る。） （火光利用の制限） **第五条**　何人も、農林水産大臣の指定する期間及び海域内でなければ、火光を利用する漁業であつて農林水産大臣の指定するものを営んではならない。 ２・３　（略） （まだいの採捕制限） **第六条**　何人も、毎年七月一日から九月三十日までの期間は、全長十二センチメートル以下のまだいを採捕してはならない。 （漁業の地方名称の告示） **第七条**　第二条第一項、第三条、第四条並びに第五条第一項及び第二項に規定する漁業の地方名称は、府県知事において告示するものとする。 （削る。）	（趣旨） **第一条**　この省令は、瀬戸内海（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域をいう。）における漁業の取締に関し必要な事項を定めるものとする。 （藻場等におけるひき網漁業の禁止） **第二条**　農林水産大臣の指定する海域においては、農林水産大臣の指定するひき網漁業は、営んではならない。 ２　（略） （空釣こぎ漁業の禁止） **第三条**　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、空釣こぎにより営む漁業（以下「空釣こぎ漁業」という。）は、営んではならないものとする。ただし、別表の上欄に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる海域内における推進機関を備える漁船（以下「動力漁船」という。）を使用しない空釣こぎ漁業及びその推進機関の馬力数が四十八キロワットを超えない動力漁船を使用する一そうびき空釣こぎ漁業は、この限りでない。 （沖縄式追込網漁業の禁止） **第四条**　漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、沖縄式追込網漁業（沖縄式追込網により営む漁業をいう。）は、営んではならないものとする。 **第五条及び第六条**　削除 （火光利用の制限） **第七条**　火光を利用する漁業で農林水産大臣の指定するものは、農林水産大臣の指定する期間及び海域内でなければ、営んではならない。 ２・３　（略） （まだいの採捕制限） **第八条**　全長十二センチメートル以下のまだいは、毎年七月一日から九月三十日までの期間は、採捕してはならない。 （漁業の地方名称の告示） **第九条**　第二条第一項、第三条、第四条並びに第七条第一項及び第二項に規定する漁業の地方名称は、府県知事において告示するものとする。 （検査のためのてい泊命令） **第九条の二**　農林水産大臣は、漁業法第百三十四条第一項の規定により船舶に臨んで検査を行なわせるときは、当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることがある。 ２　前項の規定によるてい泊期間は、十日間をこえないものとする。